

品川区ジェンダー平等推進関係団体登録要綱

平成 元年 6月 1日区長決定 要綱第 65号

平成 4年 3月31日一部改正

平成 13年 3月30日一部改正

令和 6年 4月 1日一部改正 要綱第225号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ジェンダー平等推進関係団体（以下「団体」という。）の活動の推進を図るため、品川区ジェンダー平等推進関係団体の登録に必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 団体登録に必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 継続的かつ計画的にジェンダー平等と性の多様性の尊重の推進および女性の社会的地位向上に関する学習・交流活動を行うことを主たる目的とする団体であること。
- (2) 団体としての規約（会則）が整備され、自主的、主体的に運営され活動している団体であること。
- (3) 営利的活動を行わない団体であること。
- (4) 団体の構成員が原則として10人以上で、その7割以上が区内在住、在勤、在学している者であること。
- (5) 区内に団体の事務所（主たる活動の場および活動の本拠地）を有する団体で、代表者が区内に在住、在勤、在学していること。

(登録の申請)

第3条 登録しようとする団体は、登録申請書に次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 規約（会則）
- (2) 会員名簿
- (3) 活動計画書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(登録申請の受理、審査および登録)

第4条 区長は、申請を受理し、第2条に定める要件に適合する団体と認めたときは、品川区ジェンダー平等推進関係団体として登録し、団体登録証を交付する。

(有効期間)

第5条 登録の有効期間は、申請月の属する月の2年後の応答月の末日とする。

(登録の更新)

第6条 登録の更新をしようとする団体は、有効期間の終期1カ月前から更新手続きを行うことができる。

2 更新については、登録に関する規定を準用する。

(登録内容の変更)

第7条 登録団体の申請内容に変更があった場合は、速やかにジェンダー平等推進関係団体登録申請書を区長に提出し、新登録証の交付を受けなければならない。

(登録の取消)

第8条 区長は、団体が登録の要件に適合しないと認めたときは、登録を取り消すことができる。

付 則

この要綱は、平成 元年 6月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 4年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。